

約款、読んでいますか？

約款とは

約款は『利用規約』ともいいます。事業者が不特定多数の取引を同じように処理するため、契約に関する取り決め事などをあらかじめ文章にまとめたものです。

約款がないと、電車に乗るという事も契約となりますので、電車に乗る度に乗客全員が契約書を交わす事になってしまい、サービスが停止してしまう恐れがあります。事業者と消費者のスムーズな取引のために約款はその他、携帯電話やガス、水道など様々な契約で利用されています。



消費生活センターからのアドバイス



約款には契約の取り決め事が書かれているので、内容をきちんと確認しておけば消費者トラブルを防げる事もあります。

ネット通販の購入画面で、長々しい文章が出てきてよく読まずに『同意する』ボタンをクリックした事はありませんか？実はこれが約款で、返品や解約についての取り決め事が書かれてあり、同意したばかりに返品できない…などのトラブルが後を絶ちません。



★小さな字で書かれてある事が多い約款ですが、後悔しないためにもしっかり確認した上で契約をするようにしましょう！

今年4月から約款が変わります～民法改正～



約款について、今まで法律により取り決めはありませんでしたが今年の4月、民法が改正され、初めて約款について規定がされました。

消費者を一方的に害する不当な条項について効力が無いことや、約款の中の条項がどのような場合に契約内容となるのかなどの要件も定められ、その要件を満たせば消費者が約款の内容を認識していなくても約款に合意したとみなされます。4月以降の契約は今まで以上に慎重におこないましょう！



太宰府市消費生活センター

【開催日時】

毎週月～金曜日 午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

【開催日時】

毎月第3木曜日 ※祝日の場合は第4木曜日
午後1時～午後4時 (一人30分程度) ※要予約

【場 所】市役所2階 201会議室

【問い合わせ・相談予約申し込み】

産業振興課 092-921-2121 (☎内線440)